

「中央療育センター」指定管理仕様書

この仕様書は、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例に基づく中央療育センターの管理にあたり標準的な条件を記載したものである。

1 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

2 施設の概要

（1）名称及び所在地

ア 名称 中央療育センター

イ 所在地 川崎市中原区井田3丁目16番1号

（2）施設概要

ア 施設規模 RC造3階建て（通所部門）・2階建て（入所部門）

イ 延床面積 約5,000㎡

ウ 開所日 平成25年4月1日

エ 定員

内 容	定員
児童発達支援・医療型児童発達支援	100名
障害児入所支援	50名
短期入所（日中・宿泊）	10名

3 施設の目的

（1）通所部門

0歳から18歳までの障害児及び発達に不安のある児童とその家族について、相談・診察・評価・訓練及び全般的な支援を行うことを目的とする。

ア 通園療育：0歳から就学前の心身の発達や成長に心配のある児童に対する療育を行い発達を促す

イ 外来療育：心理職、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、看護師、保育士等による訓練・個別指導・グループ療育などを行う

ウ 診察・診断：専門医（常勤及び非常勤）による各科（整形外科リハビリテーション科、児童精神科等）の診察、診断

エ 地域支援：重症児等訪問、幼稚園・保育園・学校等の施設支援、情報提供、講演会・研究大会・研修会、家庭支援員に関することなどの実施

オ 相談支援：社会福祉士・相談支援専門員等による相談支援、計画相談等を実施する。

(2) 入所部門

0歳から18歳までの家庭での養育が困難な児童を入所させて、生活に必要な訓練などを実施する。

ア 障害児入所支援

イ 短期入所（宿泊及び日中短期）

ウ 地域移行支援

※学齢児等で通学等において送迎が必要な場合は実施する。

(3) その他

その他、事業実施に必要な業務を実施する。

4 指定管理者が行う主な業務

- (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること
- (2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること
- (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関すること
- (5) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること
- (6) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査及び評価に関すること
- (7) 障害児等に対する療育訓練及び指導
- (8) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供に関すること
- (9) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に関すること
- (10) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所
- (11) 障害児日中一時支援
- (12) 施設の維持管理に関する業務
- (13) 障害児入所支援の利用者の地域移行に関すること
- (14) 難聴児講演会に関する業務
- (15) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること

5 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 利用者の最善の利益を考慮し、当該施設の効用を最大限に発揮し、利用者の福祉を積極的に増進するよう取り組むこと。

- (2) コンプライアンス（法令順守）の徹底に取り組むこと。
- (3) 当該施設の運営管理を行うにあたっては、次の点に留意すること。
 - ア 利用者の平等な利用を確保すること。
 - イ 個人情報の保護を徹底すること。
 - ウ 児童福祉法、障害者総合支援法及び関係法令、政令、省令等を遵守し、管理の質の向上に積極的に取り組むこと。
- (4) 効率的な運営に努め、管理経費の縮減に取り組むこと。

6 利用対象者

- 0歳から18歳までの障害児、発達に疑いのある児童及びその家族とする。
- (詳細は、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の規定によります。)

7 開所時間

- (1) 通所部門の開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
 - (通所の実施時間は、おおむね午前9時30分～午後2時30分の間とする。)
 - * ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市との協議により変更することもできる。
- (2) 入所部門の夜間における電話対応時間については、市と別途協議することとする。

8 休所日（通所部門）

- ア 日曜日及び土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）
- * ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市との協議により変更することもできる。

9 職員配置基準

- (1) 職員配置
 - ア 職員の配置及び資格等については、国が定める「児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「児童福祉施設最低基準」を遵守すること。
 - イ 国が定める基準に変更が生じた場合は、これに従い見直すこと。
 - ウ 障害児等医療支援業務については、常勤医師を最低1名配置すること。
 - エ 制度・請求に精通した常勤職員（社会福祉士等）を最低1名配置すること。

オ 施設の形態に合わせて、利用者の支援が十分に行えるような職員配置とすること。

(2) その他の条件

職員は、専ら当該施設の職務に従事するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。また、職員の技術向上等のため、各専門職種に応じた必要な研修を実施すること。

10 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理料の支払い

各年度の指定管理料の額、支払い方法、支払い時期については、年度協定書で定める。

ア 4－(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(9)、(10)及び(11)、に規定する業務については、利用料金制度により運営するため、児童福祉法等に基づく収入が指定管理者の収入となる。

また、児童福祉法第21条の6又は第27条第1項第3号の規定により措置された障害児に係る費用については国の基準等に基づき別途市から指定管理者に支払われ、指定管理者の収入となる。

イ アに規定する以外の業務の運営に必要な費用については、別に設定する指定管理委託料をもって充てるものとする。

ウ 指定管理業務を川崎市が本仕様書により示した水準どおり実施する中で、利用料金収入の増加、経費の縮減等、指定管理者の努力により生み出された余剰金は、原則として精算による返還は求めない。逆に、利用料収入等が減少した場合でも、指定管理料による補填は行わない。

ただし、協定時に見込まれていない特段の事情の変更が生じたとき等、当初の協定金額どおり支払うことが合理的でない場合については、精算による返還を求める場合がある。また、原材料費の著しい高騰や災害等による大規模な損害等赤字の原因が指定管理者にない場合は、別途協議の上、補填をする場合もある。

(2) 備品類について

ア 川崎市で購入する備品の所有権については川崎市に属するものとし、それ以外に指定管理者が管理に必要として調達した備品類・消耗品の所有権については指定管理者に属するものとする。

イ 川崎市が指定管理者に貸与する物品は、原則として指定管理者も川崎市物品会計規則第6条及び第11条に従い、川崎市と同様の管理を行うものとする。

(3) 修繕費の分担の考え方について

ア 大規模な修繕については、川崎市の大規模修繕計画に従い、川崎市の負担により行う。

イ 100万円未満の小規模修繕及び指定管理者の責めに帰すべき理由がある場合の修繕については、指定管理者の負担により行う。

ウ 指定管理者は修繕を行おうとする場合には、原則として川崎市と協議するものとし、疑義がある場合には、その都度費用負担と責任を協議した上で、修繕を実施するものとする。
(100万円未満の小規模修繕を除く)

1.1 モニタリング・評価等の実施

(1) 事業報告書等の作成及び提出について

指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書、要望・苦情等対応表、資金収支計算書及び附属する資金収支内訳表、事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表、業務計画書等川崎市に提出するものとする。様式等詳細については、川崎市と協議して定めるものとする。

(2) モニタリングの実施について

指定管理者は、サービスの質の確保等のために利用者アンケート等、セルフモニタリングを実施するものとする。詳細については、市と協議を行う。

(3) 業務報告の聴取等について

川崎市長は指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

(4) 実績の評価等

川崎市は、指定管理者の業務が仕様を満たしていること等を確認するため、実績評価を適宜行う。その結果、仕様を満たしていないことが明らかとなった場合は、指定管理者に対して是正や改善を指示し、これに従わないとき又は管理継続が適当でないと民間活用推進委員会で認めるときは、業務の一部又は全部の停止を命じて指定管理料の減額や指定の取消しができる。

また、この場合、川崎市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。

1.3 安全管理

(1) 事故防止のための環境整備（職員教育、施設点検等）を徹底し、緊急時及び災害時の対応を明確にするとともに、マニュアルを作成すること。

また、指定管理者は、AED（自動体外式除細動器）の、適切な管理及び職員への十分な操作研修を行うこと。

(2) 事故が発生した場合は、その原因、状況及びこれに対する処置を川崎市に報告すること。

(3) 災害その他の事由によって施設の使用制限をする必要がある場合は、川崎市に報告する

こと。

1 4 健康管理・衛生管理

本施設は、0歳から18歳までの障害児及び発達に不安のある児童への支援等を行う施設であり、利用児の心身の健康を維持していくことを目指す施設である。そのため、日々の健康への配慮（支援の場面、食事提供の場面等）を十分に行うこと。

また、感染症に対しても、十分な対策を行うこと。特に職員については、自己管理の徹底が求められるため、より一層の指導を行うこと。

1 5 第三者評価及び苦情処理等

- (1) 利用者の視点に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつける努力をすること。
- (2) 利用者及びその家族等の意見・要望を聞くための取り組みを行い、その意見に配慮するとともに、要望・苦情の対応体制を整備すること。
- (3) 指定管理期間中（最終年度を除く）に1回以上は第三者評価を受け、その情報を公開すること。

1 6 自動販売機等の設置及び管理等

自動販売機等の設置は施設利用者の満足度向上など当該業務の本旨に反しない範囲と川崎市が認めた場合、指定管理者は次の条件で設置することができる。

- (1) 販売品目は清涼飲料水、茶、コーヒーその他これに類するものとし、酒類、たばこは販売してはならない。
- (2) 指定管理者の責任の元、管理運営を一元的に行う。
- (3) 収益金を活用した施設への還元を提案すること。
- (4) 販売による収入については、毎年度終了後に川崎市に報告すること。

1 7 指定管理者が管理を開始するまでの準備

(1) 円滑な管理の開始

令和3年4月1日からの管理が円滑に行われるよう、管理開始前に川崎市との協議を積極的に行うこと。

(2) 事業運営の引継ぎ

利用者等が不安なく円滑に移行できるよう十分配慮し、管理開始前に十分な引継ぎを行うこと（令和3年1月～令和3年3月を予定）。

1 8 その他の条件

- (1) 指定管理者は業務の一部を第三者に委託することができる。その場合、市内業者（川崎市内に本社を有する業者）の育成及び市内経済の活性化を図るため、業務を委託等する場合には、市内業者を優先して活用することに努めること。ただし、全ての業務を一括して再委託することはできない。
- (2) 食材や物品等の調達については、市内業者（川崎市内に本社を有する業者）の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内業者の活用を努めること。
- (3) 作業報酬の支払いに関すること
- 川崎市契約条例に規定された「特定契約制度」の対象となることから、作業報酬単価下限額を遵守し、台帳の整備、市への台帳の提出、労働者への周知等の受注者の業務を実施すること。詳細については川崎市と協議を行うこと。
- (4) 利用者及び家族等の意見の把握及び苦情処理等について
- 事業運営に利用者の意見を反映させるため利用者アンケート等を実施し、この結果について事業運営に反映させること。
- また、利用者及びその家族等の意見・要望を聞くための取り組みを行い、その意見に配慮するとともに、要望・苦情の対応体制を整備すること。
- (5) 指定管理者により市の施設を運営する場合であっても、会社等の法人にかかる市民税事業者が行う事業にかかる事業所税等について、課税の対象となる場合があります。
- （詳しくは財政局税務部課税指導課へお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所にお問い合わせください。）
- (6) 近隣の関係機関及び地域住民との連携・交流に努めること。
- (7) 施設賠償責任保険に加入すること。
- (8) 災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合における市の業務の継続性を確保するために市が定める応急措置に関する計画を踏まえ、指定管理者が管理する施設又は、運営する事業について業務の継続性の確保に努めるものとする。
- (9) 災害時において、市が緊急に市民の生命・身体・財産を保護するために、当該施設を使用する必要がある時は、市の指示により管理を行うものとする。
- (10) 情報公開に関し、川崎市情報公開条例に基づき実施機関に準じた措置を講じること。
- (11) 指定管理者が管理業務を通じて取得した個人情報については、適正に維持管理を行うと共に、必要な保護措置を取ること。また、知り得た情報を外部に漏らしたり、当該業務以外の目的で使用することはならない。
- (12) その他施設の目的達成のための必要な業務を行うこと。
- (13) 利用者等の人権について十分配慮すること。
- (14) 国及び市の制度改正に伴い、本仕様を変更することがある。
- (15) コンプライアンス（法令順守）に関する規程（公表基準を含む）を整備すること。

- (16) 本市では、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現（地域包括ケアシステムの構築）に向けた取組を推進しており、こうした地域包括ケアシステムの観点を踏まえ、地域における公益的な活動の実施に配慮をすること。

19 協議

この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、川崎市と協議を行ない決するものとする。